

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日施行

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 11 月 16 日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 12 月 8 日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

2016（平成28）年12月16日

「部落差別解消推進法」 が施行されました



部落差別は、被差別部落（同和地区）があるから存在するのではなく、部落差別があるから、部落差別をする私（たち）がいるから、被差別部落（同和地区）があるのです。

部落問題を正しく理解し、お互いの人権を尊重し合う社会を築きましょう。

鹿児島県教育庁社会教育課

どんな法律なの？

「部落差別」の名称を使った初めての法律です。

- 現在もなお部落差別が存在するという国の認識が明確に示されました。【第1条】
- 日本国憲法の理念からも、部落差別は許されないこと、解消することが重要な課題であることが示されました。【第1条】
- 部落差別解消のための教育及び啓発の必要性が明記されました。【第5条】



どうしてこの法律ができたの？

この法律が制定された社会的背景には、今もなお続く部落差別の厳しい現状があります。

- ・ インターネットの普及に伴い、その匿名性や拡散性を悪用した差別事象が発生しています。
- ・ 「戸籍謄本等不正取得事件（プライム事件）」や戦前の調査報告書「全国部落調査」の復刻版を出版する動きなど、悪質な差別事件が起きています。
- ・ 特別措置法失効後、「部落差別は無くなった」「同和行政は終わった」などの誤った認識、部落差別の現実を無視・軽視する考え方がひろがっています。

最近でも、県内で現実に次のような差別事象がおきています。

地域では

住んでいる地区と名前を聞かれたので答えたところ、出自についての誹謗中傷を受けた。

地域では

駐車場に停めてあった車に、賤称語等を使って個人を誹謗中傷する悪質な内容の張り紙があった。



学校では

友人から「お母さんから『あの人たちと遊んではいけない。』と言われたので遊べない。」と言われた。

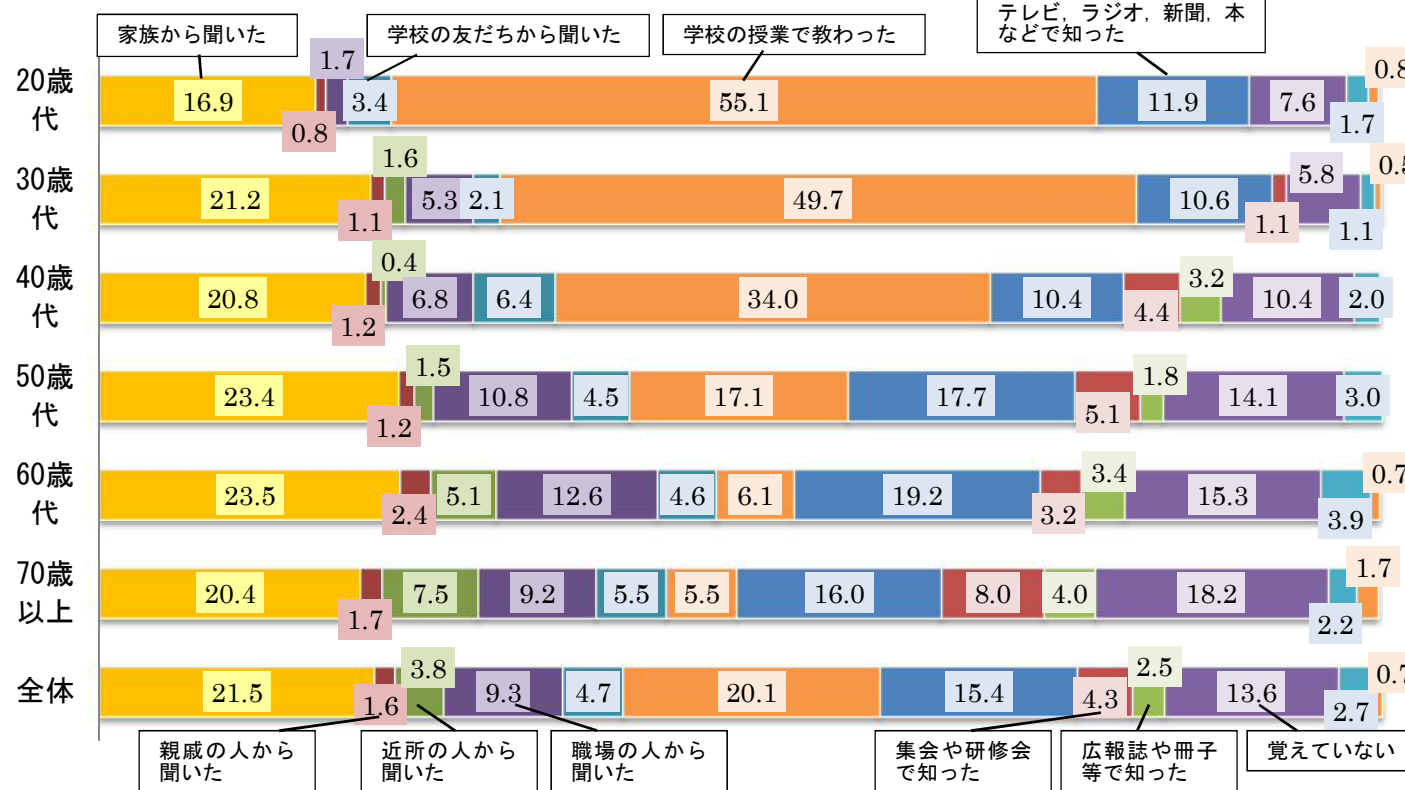


インターネット上では

インターネットの掲示板等に、特定の地域への差別を助長する悪質な書き込みがあった。

平成 25 年度人権についての県民意識調査から

あなたが、「同和問題」や「部落問題」について、初めて聞いたり、知ったりしたきっかけは何ですか。



「同和問題」や「部落問題」を初めて聞いたり知ったりしたきっかけについて、全体では「家族（祖父母、父母など）から聞いた」の割合が最も高く、21.5%となっています。次いで「学校の授業で教わった」は20.1%、「テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」は15.4%、「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」は13.6%、「職場の人から聞いた」は9.3%となっています。

年代別で比較すると、20歳代から40歳代では「学校の授業で教わった」の割合が高くなっています。

「そっとしておけば、差別はなくなる」「寝た子を起こすな」という考え方について

「寝た子を起こすな」という考え方で差別の問題をそっとしておいても、私たちの正しい理解と認識は深まっていけないばかりか、かえって社会の誤った認識や偏見により差別心が強められることがあります。

また、現に差別で苦しんでいる人たちに対して、声を上げることを許さず、なおも、我慢を強いることになり、差別を温存・助長することにつながってしまうこともあります。

差別をなくしていくためには、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、正しい理解と認識を育むための教育が重要なのです。

■参考 平成 26 年度版 人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会」(鹿児島県教育委員会)



そっとしておいても差別はなくなりません。

何が差別になるのかを、きちんと知らないままでは、その子どもが大人になった時に、また繰り返してしまいます。

まずは、大人一人一人が人権問題を正しく理解し、子どもたちにも正しく伝えていくことが大切です。

